

富山労働局発表  
平成29年8月30日

| 連絡先  |
|--|
| 富山労働局雇用環境・均等室<br>雇用環境改善・均等推進監理官<br>高野 敬三<br>労働紛争調整官 南 隆雄<br>TEL 076(432)2740 |

## 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」 を9月～10月に実施します ～無期転換ルール周知啓発強化期間～

富山労働局（局長 山崎英生）では、無期転換ルールの本格的な対応が求められる平成30年4月まで残り約半年となっていることを踏まえ、労使団体への周知依頼、説明会・個別相談会の開催、特別相談窓口などの取組を別紙により行うこととしました。

労働契約法第18条では、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール（無期転換ルール）が規定されています。



無期転換ルールは平成25年4月1日に施行されたため、

平成30年4月以降、

多くの有期契約労働者に「無期転換申込権※」が発生

することとなりますが、県内企業において無期転換ルールの内容・趣旨が十分に認知されないまま平成30年4月を迎える事態が懸念されます。

※ 期間の定めのない労働契約への転換を申し込む権利のこと

### 有期契約労働者の方へ

無期転換を希望する場合は、

その旨を事業主に申し出る必要があります。

口頭でも有効ではありますが、後々のトラブルを避けるため、できるだけ書面での申出をお勧めします（様式例【無期労働契約転換申込書】があります）。

事業主から雇止めの話が出て、その理由に納得いかない場合は、労働局へご相談ください。

### 事業主の方へ

無期転換ルールの導入にあたって、労使の十分な協議を経た上で、無期転換者の「役割」・「労働条件」の検討や、就業規則の見直しなどを行う必要があります。まだ取りかかっている場合は、すぐに対応を。

なお、無期転換ルールを避けることを目的として、申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 【キャンペーン期間中の主な取組み】

## 1 労使団体等に対する働きかけを行います。

キャンペーンの実施に伴い、県内の地方公共団体、主要な労使団体等に対し、富山労働局長名による無期転換ルールの周知依頼を行います。主な依頼先は以下のとおりです。

- ・ 日本労働組合総連合会富山県連合会
- ・ 一般社団法人富山県経営者協会
- ・ 富山県中小企業団体中央会
- ・ 富山県商工会議所連合会
- ・ 富山県商工会連合会 など

## 2 無期転換ルール導入説明会を開催します。

日 時：①平成29年9月6日（水）14：00～

②平成29年9月7日（木）10：00～、14：00～

場 所：①高岡文化ホール、②富山県民共生センター サンフォルテ

対 象：①180社（見込み）、②260社（2回合計での見込み）

内 容：労働契約法第18条に基づく無期転換ルールの説明

無期転換ルール制度導入に向けた支援策の説明

有期雇用特別措置法に基づく認定手続きの説明

## 3 無期転換ルール導入に係る個別相談会を開催します。

上記2と同時開催。

なお、雇用環境・均等室では、特別相談窓口を設置し、来局・電話によるお問い合わせを受け付けています。

《富山労働局 雇用環境・均等室 特別相談窓口》

住所：富山市神通本町1-5-5 富山総合労働庁舎5階

電話：076-432-2740

## 4 働き方休み方改善コンサルタント等による個別企業に対する周知啓発を行います。

対 象：県内企業 30社程度

## 5 市町村広報誌（9月～10月号）による周知を依頼しています。

対 象：県内全市町村